

米原市こども計画 策定業務 仕様書

1 委託業務名

令和5年度 米子支委託第14号 米原市こども計画策定業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日

3 業務の目的

米原市は、現行計画（第2期米原市子ども・子育て支援事業計画）が令和6年度末をもって終了することから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする次期計画を策定する。この次期計画は、令和5年4月1日にこども基本法が施行されたことに伴い、「子ども・子育て支援事業計画」に加えて、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」を併せ持つ「米原市こども計画」として策定する。

本業務は、現行計画の現状分析・評価および課題等の整理、こどもや子育て世帯等の生活実態や動向、ニーズ等を把握・分析するため市民アンケート調査の実施、事業量の推計・目標値の設定、米原市子ども・子育て審議会の運営支援などを実施し、その結果を踏まえて米原市こども計画を策定することを目的とする。

4 計画策定の留意点

米原市こども計画は、第2期米原市子ども・子育て支援事業計画に位置づけた以下の、の計画に加え、新たに、の計画を包含して策定するものである。

また、計画の作成に当たっては、現在国が策定を進めている「こども大綱」を勘案するとともに、国、県および近隣自治体の子ども・子育て支援の動向、関係法令等の制定・改廃、市の関連計画の動向等にも十分留意すること。

市町村こども計画（こども基本法第10条に規定）

市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に規定）

市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）

市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）

市町村における子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定）

5 業務内容

【令和5年度】

（1）現状分析・課題整理

現行計画の進捗状況等の現状を分析・評価し、課題等を整理する。また、4で掲げた から までの各計画の策定に必要な統計データや資料等の収集・分析を行い、市の現状や課題の整理を行う。

(2) ニーズ調査

次期計画策定の基礎資料とするため、国が策定を進めている「こども大綱」等や地域の特性、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等を踏まえたアンケート調査を行い、調査の集計、分析結果等を取りまとめる。

ア 調査票の設計

調査票は、市民ニーズの把握および経年変化等を確認するため、平成30年度に実施したニーズ調査の内容および国の基本方針やモデル調査票案を基に米原市独自の設問を加え、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。内容については、審議会の議論を踏まえ決定するが、受託者は調査票案設計に当たっての助言・アドバイス、情報提供、素案の提案などを行う。

また、回収率向上のための方針を検討し、本市へ提示すること。調査票（市長挨拶文、調査依頼文書含む。）は見本を作成し、本市に確認をとること。

イ 調査対象者および調査数

調査対象者および調査数は、次表のとおり。

調査対象者	調査数
就学前児童の保護者	1,000
小学生の保護者	1,000
事業所	50
小学5年生	350
小学5年生（ ）の保護者	350
中学2年生	350
中学2年生（ ）の保護者	350
一般市民（18歳～39歳）	1,000
合計	4,450

と については、封入・封かんおよび回収用封筒の作成は不要

ウ 調査方法

郵送調査を原則とするが、小・中学生本人および保護者（ ～ ）の調査については、学校を通じた配布とし、さらに小・中学生本人への調査（ と ）については学校を通じた回収とする。また、子どもとその保護者の双方を対象とする調査（ ～ ）については、互いの回答が確認できないよう対策を講じること。

受託者は、調査票の印刷のほか、発送用および返信用封筒の印刷、発送用封筒への調査票等の封入封かん作業等を行うものとする。

上記イの 、 、 のサンプル抽出および発送に必要な宛名ラベルの作成は市が実施する。

返信用封筒は料金受取人払いとし宛先は米原市役所とする。回収した調査票は市から受託者へ送付する。なお、調査票の発送、回収に係る郵便料金は市の負担とする。

エ 集計・分析

受託者は、回収した調査票のデータ入力、単純集計、クロス集計、自由記入回答の取りまとめの上で分析を行い、分析に対するコメントや計画策定に係る課題なども併せてニーズ調査報告書を作成すること。なお、調査票の回収率については、郵送配布は60%、学校配布のうち児童・生徒分は95%を想定している。また、速報集計結果を令和5年度中に市に報告すること。ニーズ調査報告書（速報版）は、「【令和5年度】（3）成果品」に掲げる仕様で納品すること。また、ニーズ調査報告書（完成版）は、グラフや表などを用いてわかりやすくまとめるとともに、「【令和6年度】（3）成果品」に掲げる仕様で納品すること。

（3）成果品

ア ニーズ調査報告書（速報版）

原稿1部

イ アに係るデータを収録した電子媒体（DVD-R等）

【令和6年度】

（1）需要量の推計および目標量の設定

推計人口値・過去の利用実績およびニーズ調査を基に、教育、保育および子ども・子育て支援各種事業における量の見込みを算出し、課題の抽出と併せて目標値を算出する。

（2）次期計画策定

ア 次期計画骨子案および素案の作成

国が策定を進めている「こども大綱」やその他関係法令・指針等を勘案し、ニーズ調査等の基礎調査結果をもとに次期計画の骨子案および素案を作成すること。

イ パブリックコメントの実施支援

次期計画の素案に対して実施するパブリックコメントについて、提出された意見に対する対策案の助言等の支援を行う。

ウ 次期計画書および概要書の作成

パブリックコメント後の庁内策定会議および米原市子ども・子育て審議会における審議結果等に基づき、計画素案に補足、修正を行い、計画書・概要書を編集・作成すること。

計画書・概要書ともに、こどもや一般市民に伝わるわかりやすいデザイン、レイアウト等を受託者からの提案により市との打合せの上、作成するものとする。計画書・概要書は、Word版、PDF版を作成した上で、「【令和6年度】（3）成果品」に掲げる仕様で納品する。

（3）成果品

ア ニーズ調査報告書（完成版）

製本50部（A4判、本文1色刷り、150頁程度、表紙デザイン有）

- イ こどもまたはその他の関係者からの意見把握報告書
原稿 1 部
- ウ 次期計画書（概要版）
製本 500 部（A 4 判、8 頁程度、4 色刷り、デザイン有）
全ページに音声コード（Uni-Voice）を添付すること。
- エ 次期計画書（詳細版）
製本 100 部（A 4 判、本文 1 色刷り、150 頁程度、表紙デザイン有）
- オ 上記アからエに係るデータ（Word 版、PDF 版）を収録した電子媒体（DVD - R 等）

6 共通業務

（1）審議会等の会議支援

米原市子ども・子育て審議会および市内策定会議等へのオブザーバーとしての出席、会議開催に当たり、必要となる資料作成、必要な助言、会議録の作成等、会議運営支援を行う。

審議会は 6 回程度開催予定

（2）提案型によるこどもの意見聴取

計画における資料とするため、市がこどもの意見聴取を実施する。調査方法については国の基本方針等を参考に、米原市子ども・子育て審議会において決定するが、受託者は調査方法を設定するに当たり、助言、アドバイス、情報提供、素案の提案などを行うこと。

（3）子ども・子育て支援や子ども施策に関する情報提供支援

子ども・子育て（子ども施策）に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。こども家庭庁や厚生労働省、内閣府等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して市に提供するとともに、計画案への反映を検討する。

（4）法令と計画の整合性

こども基本法や子ども・子育て支援法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、当市の例規（条例、規則、要綱等）の改正について、助言、アドバイスなどを行うこと。

7 その他

（1）業務の遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に個人情報を取り扱うこと。また、米原市から受託者に貸与した書類などを含め、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

（2）この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて、その都度協議するものとする。また、受託者は、契約期間中常に国の動向に注視し

市への状況提供を行うとともに、その結果、業務内容等について変更が必要となる場合には、市と協議のうえ、方向性を決定すること。

- (3) 本業務の成果品および成果品を構成する各要素の所有権および著作権は、全て市に帰属する。
- (4) 本業務に関する進捗報告、打合せ・意見交換を適宜行い、場所は、原則市の庁舎内とする。また、打合せ等を行った際は、その都度、議事録を作成すること。
- (5) 本業務の履行に当たっては、くらし支援部所管課（子育て支援課、保育幼稚園課、健康づくり課）およびその他関係部との連絡調整を十分に行うとともに、民間の関係団体等に対しても、適宜ヒアリングを実施すること。